

■「横手市空家等対策計画」(暫定版)の主な修正事項

大項目	頁	小項目	修正前	修正後
基本事項	2	1. 目的と期間 2. 基本方針	-	⇒ 所有者責任や行政の対応姿勢を明確化 ⇒ 利活用に向けた取り組み方針を追記 …等 ※第4回、第5回協議資料参照
	5	4. 用語の定義	-	⇒ 文言の追加と削除、内容の修正
背景	7	背景、国の動向、自治体の取り組み	-	⇒ 記載内容を大幅に修正。「自治体の取り組み」に行政代執行実施自治体例を追記
現行法規等	13	2)所有者確認を規定する法律	「建物保存登記は義務、所有権保存登記は義務規定ではない。」	⇒ 「建物の表題登記は義務、所有権保存登記は義務規定ではない。」
	14	7)民法における諸規定	-	⇒ 相続等に関する条文の一部を追記
横手市の現状	20	5)空家解消数等の推移	-	⇒ 総数、解体補助・跡地活用・空家バンク・移住促進空家補助等の実績を一覧化。後段の「条例フロー」「実績表」は削除
今後の対策	22	1. 概要 1)所有者責任の原則	「市は、個人の所有物である空き家等の解体撤去を行わないことを基本とする。」	⇒ 削除
	24	2. 予防対策	-	⇒ 「各種団体との連携」を追記
	25～32	2. 予防対策 3)現況調査	-	⇒ 「評価基準」「行政指導等に係る基準」「空家等の危険度判定基準」を追記
	33	3. 特定空家等対策 1)-④危険排除	「※公益性と公費負担の公平性を厳正に判断し、解体を前提とせずに行う措置」	⇒ 削除
	33	3. 特定空家等対策 1)-⑤費用請求	-	⇒ 緊急措置、行政代執行費用については原則、請求することを追記
	34	3. 特定空家等対策 1-3)立入調査	-	⇒ 立入調査の事前通知等に対する規定を追記

■「横手市空家等対策計画」(暫定版)の主な修正事項

大項目	頁	小項目	修正前	修正後
今後の対策	35	3. 特定空家等対策 2-3)行政指導・命令・行政代執行の実施	-	⇒「公表」の規定を削除し、「行政代執行」の規定を追記
	38	3. 特定空家等対策 4-2)所有者非対応 4-4)所有者不明	-	⇒ ・所有者等の同意を得て行政対応するケースについては、一定の条件を付す ・基本は、行政代執行により対応することを追記
	38	3. 特定空家等対策 4-3)所有者不存在・所有者行方不明	-	⇒ ・市の債権に関する規定を削除し、想定被害の程度による分類に修正
	38	3. 特定空家等対策 4-4)所有者不明	「②憲法で保障する所有者の財産権を尊重し、解体撤去は行わないことを原則とする。」	⇒ 削除
	40	4. 解消対策 1)老朽危険空家対策事業	-	⇒ 解体補助事業廃止の記述を削除し、条件変更し継続する内容に修正
	43	6. 今後検討すべき対策	-	⇒ 一人暮らし高齢者情報、空家購入等支援、利活用対策に関する記述を追記